

地震対策

BCP

対応融資

令和4年度版



中小企業向け県制度融資

防災・減災強化貸付

を

ご利用ください！

耐震診断、建替え、改修、地盤改良、浸水防止

など、現在地での地震対策に利用できる制度融資です。

融資限度額 1億円

融資利率(固定金利)

年1.035%以内 又は 年1.6%以内

(融資期間)

最長10年間

(据置1年以内)

県の利子補給率
最大

1.035%

(信用保証 任意)

▼ 資金用途別の融資利率等になります！

◎ 耐震診断費用のみ (融資利率 年1.6%以内)

⇒ 耐震改修や建替えまで併せて実施する場合は、融資利率は年1.035%以内！

◎ 耐震改修計画の策定のみ (融資利率 年1.6%以内)

⇒ 耐震改修まで併せて実施する場合は融資利率は年1.035%以内！

◎ 建替えや改修 (融資利率 年1.035%以内)

⇒ 一定の要件を満たすものが対象です。詳細は裏面をご覧ください。

昭和56年5月31日以前に
建築された建築物が対象です。

お問い合わせ

【第4次地震被害想定のこと】

県危機政策課 (054-221-2996)

県商工金融課 (054-221-2513)

▼ 津波、液状化などの対策にも利用できます！ (融資利率 年1.035%以内)

▼ BCP (事業継続計画) に基づく対策にも利用できます！ (融資利率 年1.6%以内)

⇒ BCPに基づく対策費用として利用できます。(設備資金・運転資金)

(例) データバックアップ機器・備蓄品の購入など

県制度融資は、県が金融機関に利子補給(年0.47%以内又は年1.035%以内)することで利用者が低利で融資を受けることができます。また信用保証協会の協力を得て保証料も割安(▲0.15~▲0.6%)になっています。

『防災・減災強化貸付』の概要

(令和4年4月1日現在)

区分	内容	
融資対象者	原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる個人事業者、会社及び組合	
融資限度額	1億円	
利率等※1	所定金利(金融機関)：2.07%以内 利子補給率(県)：1.035%以内 融資利率(申請者負担)：1.035%以内	所定金利(金融機関)：2.07%以内 利子補給率(県)：0.47%以内 融資利率(申請者負担)：1.6%以内
資金用途	地震災害防止対策に必要な設備資金及び運転資金で次に掲げるもの ・建築物の建替え・改修 昭和56年5月31日以前に建築されたものであって、耐震診断の結果、建替え・改修が必要と認められたもの ・ブロック塀、石塀等の困障、広告看板等の耐震性を向上させる改修(第三者や公共施設に被害を与える恐れがあるもの) ・機械、機具、商品等の転倒及び転落等並びに窓ガラス等の飛散防止 ・地盤改良等(基礎杭打設、切土工等) 静岡県第4次地震被害想定において、液状化発生(ランク大・中)又はやま・がけ崩れ(ランクA・B)の可能性が高い地域において実施するもの ・浸水防止のための工事(嵩上げ等)、工作物(擁壁等)の設置又は改修 静岡県第4次地震被害想定において、津波浸水地域(浸水深1cm以上)において実施するもの	地震災害防止に必要な設備資金及び運転資金で次に掲げるもの ・建築物の耐震診断の実施・耐震改修計画の策定(S56.5.31以前に建築されたもの) ・ブロック塀、石塀等の困障、広告看板等の耐震性を向上させる建替え ・非構造部材の崩落防止の改修 ・アスベストの飛散防止等 ・エレベーターの防災対策改修 ・消防水利施設(有蓋貯水槽、防火井戸)の設置及び耐震性を向上させる改修 ・消防用設備の設置(消防法で設置を義務付けられている設備を除く) ・応急給水資機材等(浄水器、給水槽、深井戸等)の設置 ・防災用無線通信施設の設置 ・危険物・高圧ガス及び毒劇物関係施設の、耐震性の向上、流出等の防止又は火災等の防止を目的とした改修 ・避難路及び避難地の整備 ・困障及び広告看板等の撤去 ・BCP※2(事業継続計画)に基づく対策の実施に必要な設備資金及び運転資金 ・BCPの策定費用
融資期間	10年以内(据置1年以内)	
保証料率※1	金融機関が必要と認めたときは、県信用保証協会の保証付きとし、年0.3%～1.3%(有担保の場合0.1%割引)	
償還方法	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還	
保証枠の取扱い	無担保保証枠を2,000万円上乘せ	
担保及び保証人	金融機関及び県信用保証協会の取扱いによる	
ホームページ	http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/sikin-09.html (静岡県防災資金で検索)	
提出書類	【必須】 申込書、事業計画書、見積書、図面・写真等、決算書 【資金用途により】 設計図書、耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し 等	

※1 ホテル・旅館の耐震補強で、県と災害時協定を締結している等の条件に該当する場合、融資利率・保証料率がより優遇されます。詳しくは、くらし・環境部建築安全推進課(054-221-3076)までお問い合わせください。

※2 BCPについては、<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-510/bcp/index.html> をご覧ください。

◆ 申込窓口・問合せ先 ◆

- ・ 県内各取扱金融機関
- ・ 静岡県経済産業部商工金融課(054-221-2513)

